第１７２回

愛知県市長会議

令和元年１０月３日（木）

開催市　東海市

愛知県市長会

会　議　次　第

会 場　　東海市芸術劇場

1　開　　会　　午後1時３０分

2　開催市市長あいさつ

3　会長あいさつ

4　新市長紹介

5　来賓祝辞

6　議長選出

7　議案審議

8　協議事項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 平成３０年度決算の承認について

(3) 次回開催市の決定について

9　会務報告

10　そ　の　他

11　閉　　会　　午後3時１０分

（閉会後）

○　視　　察

名鉄太田川駅周辺

日本製鉄株式会社　名古屋製鉄所

第１７２回　愛知県市長会議提出議案一覧表

		ページ
第１号議案	国庫補助金等に係る財政支援の充実強化について 知多ブロック　提出	6
第２号議案	幼児教育の無償化に係る財政措置について 知多ブロック　提出 西三河ブロック　提出	8
第３号議案	耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額措置の延長について 名古屋ブロック　提出	10
第４号議案	犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財源措置について 名古屋ブロック　提出	12
第５号議案	緊急防災・減災事業債の延長について 東三河ブロック　提出	14
第６号議案	地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に対する官民一体の総合的対策の実施について 西三河ブロック　提出	16

第７号議案　インフルエンザワクチンの安定供給について　18
西尾張ブロック　提出

第８号議案　亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について　20
名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

第９号議案　下水道施設の改築への国庫負担の継続及び改築事業予算の増額について　22
名古屋ブロック　提出
西尾張ブロック　提出

第 10 号議案　無電柱化に向けた取組の推進について　24
知多ブロック　提出

第 11 号議案　生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準の緩和について　26
西尾張ブロック　提出

第 12 号議案　一級河川木曽川における通水阻害要因の解消について　28
西尾張ブロック　提出

第 13 号議案　空き地等対策の推進に関する特別措置法の早期制定について　30
西尾張ブロック　提出

第１号議案

国庫補助金等に係る財政支援の充実強化について

知多ブロック　提出

各市は、行政需要が年々増大する中、多様化するニーズに応え、安心安全なまちづくりを推進するため、様々な施策・事業を推進しています。

そうした中、事業実施に当たり、地域生活支援事業費等補助金、社会資本整備総合交付金を始めとする国の補助制度等を活用しています。

しかし、地域生活支援事業費等補助金のように交付決定額が調整率を用いて大幅に減額をされ対象経費及び補助率で算定する金額を大幅に下回るものがあります。また、社会資本整備総合交付金のように自治体の要望額を大きく下回る配分もみられます。

よって、国におかれては、**地域生活支援事業費等補助金などについては調整率を廃止し、補助基準額を市町村の補助所要額と同額にするとともに、社会資本整備総合交付金などについては、地域の実情を踏まえた適切な額とするなど、財政支援の強化及び財源の確実な確保を要望します。**

メ　　モ

第２号議案

幼児教育の無償化に係る財政措置について

知多ブロック　提出
西三河ブロック　提出

令和元年１０月から実施される、幼児教育無償化に係る財源について、令和２年度以降の幼児教育無償化に係る地方負担額については、消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増収分を活用することとされております。

しかしながら、この地方消費税交付金の増収分が幼児教育無償化等に係る地方負担額を下回る場合においては、不足分を地方交付税で賄うこととされております。従って、普通交付税の不交付団体においては、地方消費税交付金の増収分で賄いきれなかった地方負担額を、市税など地方交付税以外の一般財源で賄うこととなります。

幼児教育無償化の財政措置については、「幼児教育の無償化に関する協議の場（通称ＰＤＣＡ協議会）」において、都市自治体の意見を十分に踏まえた制度となるよう、必要かつ十分な措置を講じるよう協議が継続されているところであります。

よって、国におかれては、**幼児教育の無償化が国策として重要な少子化対策の１つであることから、国の責任において必要な地方財源を確保するよう要望します。**

併せて、交付団体・不交付団体に関わらず、幼児教育の無償化に伴い地方に新たな財政負担を生じさせることがないよう、不足分に対する交付金等の財政措置を実施するよう要望します。

メ　　モ

第３号議案

耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の
減額措置の延長について

名古屋ブロック　提出

国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」等において、令和２年までに住宅等の耐震化率を９５％とし、令和７年までに耐震性の不足する住宅や要安全確認計画記載建築物等を概ね解消する目標を定めております。

耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額措置については、現行の耐震基準を満たしていない住宅等の耐震化を税制面からも促すための措置でありますが、その適用期限が令和２年３月３１日までとなっています。

よって、国におかれては、**耐震改修が行われた住宅及び要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置について、現行制度で令和元年度末までとされている工事期間を少なくとも令和２年度末まで延長するよう要望します。**

メ　　モ

第４号議案

犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財源措置について

名古屋ブロック　提出

犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等基本法に基づき犯罪被害者等基本計画が策定され、国の犯罪被害者等支援施策は大きく進展してきました。同時に、「支援のための体制整備への取組」や「見舞金制度等の導入」など地方公共団体の施策も着実に進展してきています。しかしながら、これらの施策を継続していくには、国による財源支援は欠かせません。

名古屋市においても、平成３０年４月に「名古屋市犯罪被害者等支援条例」を施行し、「総合支援窓口の設置」「経済的・精神的支援」「広報啓発・人材育成」を施策の柱に各種支援事業を行っています。しかし、全国統一の制度とはなっていないため、支援に地域差が出てしまうのが現状であります。また、円滑に支援を行うために都道府県警察等が保有する犯罪被害者等の情報を共有することが望ましいですが、現状は情報共有ができていません。

よって、国におかれては、**地方公共団体による見舞金制度等のガイドラインを策定するとともに、地方公共団体が行う犯罪被害者等支援に係る財源措置を講じるよう要望します。**

また、円滑な犯罪被害者等支援を行うため、都道府県警察が所有している犯罪被害者等の情報について、支援を行う地方公共団体と共有し、適切な犯罪被害者支援が行える制度を創設するよう要望します。

メ　　モ

第５号議案

緊急防災・減災事業債の延長について

東三河ブロック　提出

国は、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業のうち、住民の避難、行政社会機能維持及び災害に強いまちづくりに資する地方単独事業を対象とする緊急防災・減災事業債を平成２３年度に創設しました。平成２６年度には平成２８年度まで延長し、平成２９年度には令和２年度まで再延長し、対象事業を拡充しております。

豊橋市では、この制度を利用し、これまで東日本大震災、熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など多くの地震を教訓として、南海トラフ地震への対策に取り組んできております。更に、近年、風水害等の自然災害により多くの地域で大規模な土砂崩れ、河川の氾濫等が発生しており、住民の命を守る取り組みには一層の充実が求められております。

令和３年度以降も継続する事業として、防災行政無線の更新や指定避難所等へのＷｉ－Ｆｉ整備、津波避難路の整備、防災情報システム等の整備を計画しており、引き続き防災・減災対策を進めるためには長期的な財政措置が必要となります。

よって、国におかれては、**緊急防災・減災事業債について、引き続き防災・減災対策事業が実行できるよう、令和３年度以降も制度を延長するよう要望します。**

メ　　モ

第６号議案

地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に対する官民一体の総合的対策の実施について

西三河ブロック　提出

老朽化した公共施設の解体に係るアスベストの処理に関しては、平成２９年５月に「石綿含有仕上塗材（吹付工法による施工）」の取扱い方法について、地方自治法に基づく技術的助言として、環境省より大気汚染防止法施行令で規定する「吹付け石綿」に該当するものとして取り扱うことが通知されております。また、厚生労働省発出の「石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等について」により新たな対策が示されました。このため、公共施設の解体に係るアスベスト処理の事業費が増加する中、アスベスト処理の取扱い方法が変更されることに伴い、さらに調査及び除去に要する経費に対する負担が増している状況であります。

国においては、アスベストの使用を順次規制してきたものの、その使用について認め、また、民間においても、アスベスト含有仕上げ塗材等を販売してきたことから、アスベスト処理に係る経費の負担について、一定の責任があると考えます。

よって、国におかれては、**地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に要する財政負担を軽減するため、アスベスト処理に係る安全でより安価な工法の研究・普及に、官民一体となって取り組むよう要望します。**

メ　　モ

第７号議案

インフルエンザワクチンの安定供給について

西尾張ブロック　提出

インフルエンザの予防接種は、過去の発生状況から考えて、より有効性を高めるために、１０月から１２月までの間に行うことが適当と考えられます。

インフルエンザワクチンの接種は、高齢者だけではなく、世代に関わらず希望者がいるため、例年その希望者が集中する１１月から１２月までの時期は、ワクチンが不足するなど適切な時期に接種できない状況が生じています。インフルエンザワクチン接種は、感染流行の拡大や重症化等の防止に有効であり、ワクチンの安定供給を図るとともに円滑な流通についても対策を講じることが重要であると考えます。

よって、国におかれては、**インフルエンザワクチンの流通が滞ることのないよう、各医療機関への周知や協力要請など、ワクチンの円滑な流通について、関係機関への配慮及び対策を講じるよう要望します。**

メ　　モ

第８号議案

亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

我が国では、戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも東海地方は、最大の亜炭の産地でありました。愛知県内においても名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市、犬山市、小牧市、尾張旭市、日進市及び長久手市には、採掘跡（亜炭廃坑）が広範囲に残されています。

これらの地域は採掘当時と比べて市街化が進み、人口密集地域になっているところも多くあることから、事前対策を行わずに放置しておけば、岐阜県御嵩町のような大規模な陥没事故が発生するおそれが大きくなります。現実に、家屋の庭先など人的被害に繋がりかねない場所で陥没が度々発生しています。陥没が発生するたびに事後の復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があってからの対応では手遅れであり、陥没があった地域やその周辺地域の住民が安心して暮らせません。

また、南海トラフ巨大地震を想定した対策として、さらには、将来、リニア中央新幹線の整備においてルート上に亜炭廃坑が存在する可能性が大きいため、安全な開発・まちづくりを進める観点からも、亜炭廃坑処理を迅速に行うことが必要です。

よって、国におかれては、**亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて要望します。

メ　　モ

第９号議案

下水道施設の改築への国庫負担の継続及び改築事業予算の増額について

名古屋ブロック　提出
西尾張ブロック　提出

下水道は、地域から速やかに汚水を排除することによって公衆衛生を向上させるとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、極めて公共性の高い社会資本であります。

古くから下水道を整備してきた市町村では、供用開始から５０年を経過するなど耐用年数を迎える下水道施設の増加が見込まれ、今後、下水道施設の老朽化対策や維持管理費が増大していくことが懸念されるとともに、管渠の老朽化に伴う道路陥没の発生も危惧されています。

このような中、平成２９年度の財政制度等審議会において、下水道事業は受益者負担の観点から、汚水に係る下水道施設の改築について利用者が負担するべきとの考えが示され、これを受けて国土交通省では、平成３０年度から社会資本整備総合交付金等の重点配分の対象を未普及解消と雨水対策とし、老朽化施設の改築更新事業は重点配分の対象外となりました。

今後、下水道施設の改築更新需要が増加していく中、改築に係る支援が縮小されると、下水道使用料の大幅な引き上げが必要となり、市民生活や社会経済活動等に大きな影響が出ることは避けられません。

よって、国におかれては、**公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割を鑑み、平成２９年度に廃止となった「下水道老朽管の緊急改築事業」の復活又は恒久的な支援制度の創設など、下水道施設の改築への国庫負担を確実に継続するとともに、改築事業予算を増額するよう要望します。**

メ　　モ

第１０号議案

無電柱化に向けた取組の推進について

知多ブロック　提出

電線類地中化を始めとする無電柱化は、災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等に資するものであり、国は、「無電柱化の推進に関する法律」（平成２８年法律第１２２号）を制定し、一層の推進を図っております。

しかしながら、自治体が無電柱化を進めるにあたっては、事業に係る費用が高額となることが大きな課題となっています。

そうした中、埋設の深さの基準や、電力線と通信線の離隔距離に関する基準の緩和が行われ、低コスト手法による整備が可能となっておりますが、小型ボックス方式については、使用する資材が特注品となることから、従来の工法と比較して、低コスト化に繋がっていない実情があります。また、直接埋設方式については、試験検証段階で課題があることから市街地での採用について電線管理者との協議ができない状況であります。

よって、国におかれては、**無電柱化の推進に向け、低コスト手法に用いる製品の標準化（汎用品化）により使用資材の低コスト化を図るとともに、試験検証段階である直接埋設方式の早期実用化を進めるよう要望します。**

メ　　モ

第１１号議案

生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準の緩和について

西尾張ブロック　提出

大規模地震が発生した場合、ライフラインに及ぼす被害は甚大かつ影響も広範な地域にわたるため、早期の地震対策は水道事業における最重点施策の一つであり、耐震化の推進は国土強靭化基本法のアクションプランにも規定されています。

一宮市においては、従前から、災害拠点病院などの重要給水施設配水管路の耐震化について、事業の早期達成に向けて自己財源から支出して取り組んできたところでありますが、国の生活基盤施設耐震化等交付金における重要給水施設配水管整備の現行の交付金採択基準は、１０㎥当りの月平均水道料金１，１７３円、資本単価９０円/㎥以上であり、一宮市は１０㎥当りの月平均水道料金６５４円、資本単価７７円/㎥であることから、国の財政支援が受けられず、地震対策が加速できない状態です。

一宮市の基幹管路の耐震適合率は愛知県平均値の半分以下であり、県内の水道事業体においても、１０㎥当りの月平均水道料金では約５割の事業体が、資本単価では約３割の事業体が採択基準を満たしていない状況にあります。

現行の交付金採択基準を満たすための大幅な水道料金の値上げは、市民の理解が必要であり、短期間での対応は難しい状況です。また、資本単価については、老朽化した井戸や効率の悪い井戸などを廃止し、県営水道用水に切り替えて採択基準に近づけるよう水道事業体として経営努力は継続していきますが、人口減少に伴い給水収益の増加は見込めず、交付金採択基準を満たすことは困難であります。

よって、国におかれては、**南海トラフ地震等大災害に対応した耐震化事業を加速させるため、生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準を緩和するよう要望します。**

メ　　モ

第１２号議案

一級河川木曽川における通水阻害要因の解消について

西尾張ブロック　提出

近年激甚化している災害により全国各地で大きな被害が頻発しております。

国においては、平成３０年１２月に「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」を取りまとめ、防災のための重要インフラ、国民経済・生活を支える重要インフラについて、災害時に機能を維持できるよう特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について３年間で集中して実施しているところであります。

「平成３０年７月豪雨」においては、木曽川犬山観測所でも河川水位が出動水位（１０．４０ｍ）目前まで迫りました。木曽川河川区域内には樹木や竹林が繁茂している箇所が多く存在し、大雨発生時にはそれらが通水阻害要因となり河川水位の上昇が懸念されます。

先の集中豪雨により甚大な被害を被った岡山県倉敷市においても、一級河川区域内の樹木群が河川氾濫の要因の一つとして挙げられております。

ゲリラ豪雨が頻発する昨今の天候事情から、木曽川河川流域自治体においても同じような被害がいつ発生してもおかしくなく、当河川区域内の通水阻害要因の解消は、地域の喫緊の課題となっております。

犬山市においては、一級河川木曽川において、通水阻害要因の解消（樹木群の伐採・竹林の伐根）を目的とした治水対策として、「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」に基づき「水害・土砂災害から命を守るインフラの強化」に係る事業を現在実施しております。

よって、国におかれては、**防災・減災対策を強化する取組として、河川区域内の樹木群の伐採や竹林の伐根といった治水対策を、国の直轄事業として、「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」に基づく期間満了後（令和３年度以降）も引き続き実施するよう要望します。**

メ　　モ

第１３号議案

空き地等対策の推進に関する特別措置法の早期制定について

西尾張ブロック　提出

近年、高齢化や人口減少を背景として、管理水準の低下した空き地が増え続けており、周辺住民の生活環境の悪化などの苦情も寄せられています。

この管理水準が低下した空き地には様々な問題がありますが、火災予防及びごみの不法投棄の抑止については、消防法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、適正管理について一定の努力義務が課されており、それを根拠として、所有者等に対する指導をしております。

しかし、空き地の森林化や倒木の危険性などについては、近隣住民に被害を与えかねず、周辺住民の生活環境を悪化させるものであり、多くの苦情が寄せられておりますが、地方公共団体が規制をする根拠となる法律がなく、対応に苦慮しております。

危険な空き地や著しく周辺に悪影響を与える空き地については、所有者等に対して法的根拠をもって強く指導していく必要があると感じており、犬山市では、空き地管理に関する条例を制定して対応することを検討しているところであります。

また、相続や所有権の移転などの登記が行われていないなど、実際の所有者を調査することに苦慮するケースもあり、空家対策特別措置法と同様に税務情報などの土地所有者情報の利用も可能となることが望まれます。

よって、国におかれては、**空き地等対策の推進に関して、空家等対策の推進に関する特別措置法に類する法律の制定による対応を早急に検討するよう要望します。**

メ　　モ

協　議　事　項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 平成３０年度決算の承認について

(3) 次回開催市の決定について

第１７２回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来　　賓

愛　知　県

知　　事	大　村　秀　章
副　知　事	青　山　桂　子
総　務　局　長	横　井　篤　史
市町村課長	柳　澤　康　行

東　海　市

東海市議会議長	早　川　直　久

市名	職名	氏名	市名	職名	氏名
名古屋市	市長	河村たかし	稲沢市	市長	加藤錠司郎
豊橋市	市長	佐原光一	新城市	市長	穂積亮次
岡崎市	市長	内田康宏	東海市	市長	鈴木淳雄
一宮市	市長	中野正康	大府市	市長	岡村秀人
瀬戸市	市長	伊藤保徳	知多市	市長	宮島壽男
半田市	市長	榊原純夫	知立市	市長	林　郁夫
春日井市	市長	伊藤　太	尾張旭市	市長	森　和実
豊川市	市長	山脇　実	高浜市	市長	吉岡初浩
津島市	市長	日比一昭	岩倉市	市長	久保田桂朗
碧南市	市長	禰冝田政信	豊明市	市長	小浮正典
刈谷市	市長	稲垣　武	日進市	市長	近藤裕貴
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	山下政良
安城市	市長	神谷　学	愛西市	市長	日永貴章
西尾市	市長	中村　健	清須市	市長	永田純夫
蒲郡市	市長	稲葉正吉	北名古屋市	市長	長瀬　保
犬山市	市長	山田拓郎	弥富市	市長	安藤正明
常滑市	市長	伊藤辰矢	みよし市	市長	小野田賢治
江南市	市長	澤田和延	あま市	市長	村上浩司
小牧市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	吉田一平

開催市（東海市）　副市長　佐治錦三
副市長　栗原正夫

愛知県市長会事務局　事務局長　加藤正人

愛知県市長会議開催一覧表

（平成１６年春以降）

回数	開催年月日	開催市	会場
１４１	平成16年5月7日	知立市	知立セントピアホテル
１４２	平成16年10月6日	高浜市	㈱豊田自動織機 高浜工場
１４３	平成17年4月20日	岩倉市	岩倉市総合体育文化センター
１４４	平成17年10月4日	豊明市	ザ・グランドティアラ豊明
１４５	平成18年4月25日	日進市	愛知学院大学　学院会館
１４６	平成18年10月5日	田原市	伊良湖ビューホテル
１４７	平成19年5月14日	愛西市	愛西市親水公園総合体育館
１４８	平成19年10月3日	清須市	キリンビール㈱ 名古屋工場
１４９	平成20年4月22日	北名古屋市	北名古屋市健康ドーム
１５０	平成20年10月2日	弥富市	弥富市総合社会教育センター
１５１	平成21年4月21日	豊橋市	ホテル日航豊橋
１５２	平成21年10月16日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
１５３	平成22年4月28日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
１５４	平成22年10月5日	一宮市	アイプラザ一宮
１５５	平成23年5月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
１５６	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館
１５７	平成24年4月24日	春日井市	ホテルプラザ勝川
１５８	平成24年10月3日	豊川市	豊川市市民プラザ
１５９	平成25年4月25日	津島市	津島市生涯学習センター
１６０	平成25年10月3日	碧南市	衣浦グランドホテル
１６１	平成26年4月24日	刈谷市	刈谷市総合文化センター
１６２	平成26年10月2日	豊田市	名鉄トヨタホテル
１６３	平成27年5月12日	安城市	ホテルグランドティアラ安城
１６４	平成27年10月1日	西尾市	三河湾リゾートリンクス
１６５	平成28年4月21日	蒲郡市	ホテル竹島
１６６	平成28年10月5日	犬山市	名鉄犬山ホテル
１６７	平成29年4月21日	常滑市	第２セントレアビル
１６８	平成29年10月3日	江南市	すいとぴあ江南
１６９	平成30年4月27日	小牧市	小牧コミュニティホール
１７０	平成30年10月3日	稲沢市	稲沢市勤労福祉会館
１７１	令和元年5月8日	新城市	新城文化会館

（注）第１４０回以前については省略。

愛知県市長会会則

（名　　称）
第１条　この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。
（組　　織）
第２条　市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。
（目　　的）
第３条　市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。
（事　　業）
第４条　市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。
(1)　行政全般の調査研究
(2)　行政全般に関する統計
(3)　市長会が主催する各種会議の運営
(4)　その他市長会の目的を達成するため必要な事項
（事　務　所）
第５条　市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目３番２号愛知県自治センター内に置く。
（役　　員）
第６条　市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。
(1)　名誉会長　　１名
(2)　会　　長　　１名
(3)　副 会 長　　２名
(4)　理　　事　　（名誉会長、会長及び副会長を含む。）９名
(5)　監　　事　　２名
（役員選出及び任期）
第６条の２　前条の役員は、総会において選出し、その任期は１年とする。
２　監事を除く役員のブロック別選出基準は、別表のとおりとする。
（会長及び副会長）
第７条　会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（理　　事）
第８条　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
（監　　事）
第９条　監事は、毎会計年度少なくとも１回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。

（顧　　問）
第10条　市長会に顧問を置くことができる。
2　顧問は、総会において推せんするものとする。
3　顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。
（参　　与）
第11条　市長会に参与を置くことができる。
2　参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3　参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。
（常任幹事及び幹事）
第12条　市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は1年とする。
2　幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
3　常任幹事は、幹事の互選による。
4　常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。
（総　　会）
第13条　通常総会は、年2回開催する。
2　会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
3　総会には、市長が出席するものとする。
4　総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 会則の変更に関すること。
(2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
(3) その他市長会の重要な事項に関すること。
（理　事　会）
第13条の2　理事会は、理事をもって構成する。
2　理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（事　務　局）
第14条　市長会に事務局を置く。
2　事務局に、事務局長1名及び書記若干名を置く。
3　事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
4　書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
5　事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
（会議の招集）
第15条　会議は、必要のつど会長が招集する。
2　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会　　計）
第16条　市長会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。
２　市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。
（委　　任）
第17条　この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附　則
１　この会則は、昭和３６年８月１日から施行する。
２　削　除
３　市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

（昭和３８年１月１日から平成７年５月２日までの附則　略）

附　則
この会則は、平成１０年４月２４日から施行する。
附　則
この会則は、平成１６年５月７日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年４月２０日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年１０月４日から施行する。
ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。
附　則
この会則は、平成１８年４月２５日から施行する。
附　則
この会則は、平成２２年４月２８日から施行する。
附　則
この会則は、平成２４年１月４日から施行する。

別　表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基準数（監事を除く）	構成市数	構成市
名古屋	1	1	名古屋市
西尾張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東尾張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市
知多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西三河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東三河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	38	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

5市まで　1

6市から10市まで　2